

法務委員會會議録第三十五号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 高橋 貞一君

理事 池田 清志君 理事 椎名 隆君

理事 福井 盛太郎君 理事 三田村 武夫君

理事 猪俣 治三君 理事 菊地 善之輔君

小島 徹三君 花村 四郎君

古島 義英君 松永 東君

横井 太郎君 横川 重次君

佐竹 晴記君 古屋 貞雄君

委員外の出席者

参議院議員 井上 清一君

検事(民事局参事官) 平賀 健太君

参議院法制局参事(第二部第一課長) 三原 次郎君

参事(国立国会図書館調査立法考査局専門調査員) 村 教三君

参議院法務委員 小 貞一君

参議院法務委員 西村 高見君

五月十四日

委員加藤精三君、中山マサ君及び渡海元三郎君辞任につき、その補欠として三木武夫君、宮澤胤男君及び横井太郎君が議長の名で委員に選任された。

五月十五日

平田ヒデ君、福田昌子君、古屋貞雄君、戸叶里子君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として片山哲君、佐竹晴記君、下川儀太郎君、武藤運十郎君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

細田綱吉君辞任につき、その補欠として古屋貞雄君が議長の名で委員に選任された。

五月十八日

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会衆議院第五四号、参議院継続審査)

同月十五日

豊多摩刑務所の移転促進に関する請願(松永東君紹介)(第二二三〇号)

虎春防止法制定促進に関する請願(戸叶里子君紹介)(第二二八四号)

戸籍事務費全額国庫負担に関する請願(八木一郎君外三名紹介)(第二二八五号)

浦和地方法務局皆野出張所設置の請願(荒船清十郎君紹介)(第二二八六号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

五番町事件に関する陳情書(京都府相楽郡棚倉村森村米吉外五十六名)(第七六四号)

芦原町に罹災都市借地借家臨時処理法適用の陳情書(福井県議会議長寺田常吉)(第八一〇号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会衆議院第五四号、参議院継続審査)

○高橋委員長 これより法務委員会を開会いたします。

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案を議題とし、議事を進めます。

この際お諮りいたします。すなわち、国立国会図書館調査立法考査局専門調査員村教三君を参考人と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○高橋委員長 御異議なければ、さう決定いたします。

なお、本案につきましては他に参考人より意見を聞く必要があると存じますが、その人選、日時等は委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○高橋委員長 なければ、さう決定いたします。

本案は、御承知の通り、第二十二国会におきまして本院より参議院に送付いたしました案を参議院におきまして継続審議し、今国会においてこれを修正議決して本院に送付して参つたものでございます。従いまして、本案につきましては、参議院における修正部分につきまして、その趣旨説明を聴取することにいたします。参議院法務委員長代理井上清一君。

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案(第二十二回国会衆議院提出本院継続審査)

本院において継続審査をした右案

は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年五月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

接収不動産に関する借地借家臨時処理法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、旧連合国占領軍又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国の軍隊等に接収された土地又は建物に關し、その接収の解除後における借地借家關係を調整するための措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「接収」とは、旧連合国占領軍の用に供するためにした次に掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本国との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等が、その用に供したことをいう。

一 旧土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)により、国が土地又は建物を使用した行為

二 国が土地又は建物とその所有

者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から賃借した行為

三 旧連合国占領軍が土地又は建物とその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から直接その占有に移した行為

2 この法律において「接収の解除」とは、接収された土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者に返還することをいう。

3 この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいう。

(接収地の借地権者の土地優先賃借権)

第三条 土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権(第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたものの明らかな借地権を除く)の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日(この法律施行後接収の解除があつたときは、接収の解除の公告の日。以下同じ)から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場

合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借することが出来る。ただし、その土地を権原により建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失（接収の際における除却を含む。以下同じ。）したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借することができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3 土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるものでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

5 第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接収された当時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらの規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法（六十二年法律第四十九号）第二条（借地権の存続期間）の規定にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽腐したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

7 当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定をすることができる。ただし、存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

8 第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収地の借地権者の借地権優先譲受権）
第四条 土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その

土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

2 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合に、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合に、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3 前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立した日）」と読み替へるものとする。（借地権譲渡の場合の賃借人の承諾）
第五条 前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃借人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃借人に通知しなければならぬ。

（土地使用を始めない場合の解除権）
第六条 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後）六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めたかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2 第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建

物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

（賃借人及び譲渡人の先取特権）
第七条 第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃借人又は借地権の譲渡人は、賃借の全額及び賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、借賃については、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払時期の定めがあるときはその旨、又はもし弁済期の来た借賃があるときはその旨、賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権、民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

（接収地の借地権の対抗力）
第八条 土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借

地権をもつて第三者に対抗すること
ができないうちは、その借地権の
登記及びその土地にある建物の登
記がなくとも、これをもつてこの
法律施行の日から一年以内にその
土地について権利を取得した第三
者に対抗することができる。

(接収地の借地権の存続期間及び
契約更新の請求)

第九條 土地が接収された当時から
引き続きその土地に借地権を有す
る者の当該借地権の存続期間が、
この法律施行の日において一年未
満のときは、これをこの法律施行
の日から一年とする。

2 土地が接収された当時から引き
続きその土地に借地権を有する者
で、その土地にある当該借地権者
の所有に属する建物が接収中に滅
失した者については、その者がこ
の法律施行の日以後一年以内に建
物を築造した場合においては、借
地法第四條(更新の請求)の規定
を準用し、同法第七條(建物の滅
失の場合の法定更新)の規定は、
適用がないものとする。

(接収地借地権の催告による消滅)

第十條 土地所有者は、この法律施
行の日から六箇月以内に、第八條
に規定する借地権者(接収の後更
に借地権を設定している者を除
く。)に対し、一箇月以上の期間を
定めて、その期間内に、借地権を
存続させる意思があるかないかを
申し出るように、催告することが
できる。もし、借地権者が、その
期間内に、借地権を存続させる意
思があることを申し出ないとき
は、その期間満了の時、借地権は、

消滅する。ただし、借地権者が更
に借地権を設定している場合に
は、各借地権は、すべての借地権
者が、その申出をしないときに限
り消滅する。

2 前項の催告は、土地所有者が、
借地権者を知ることができず、又
はその所在を知ることができない
ときは、公示の方法で、これをす
ることができる。

3 前項の公示は、公示送達に関す
る民事訴訟法(明治二十三年法律
第二十九號)の規定に従い、裁判
所の掲示場に掲示し、かつ、その
掲示のあつたことを新聞紙に二回
掲載して、これを行う。

4 公示に関する手続は、接収され
た土地の所在地の地方裁判所の管
轄に属する。

5 第二項の場合には、民法第九十
七條ノ二(公示による意思表示)
第三項及び第五項の規定を準用す
る。

第十一條 借地権者が更に借地権を
設定している場合に、その借地権
を設定している者については、前
條の規定を準用する。

(接収地が疎開建物の敷地である
場合の土地優先賃借権及び借地権
優先受権)

第十二條 第三條(第二項を除く。)、
第四條(第二項を除く。及び第五
條から第七條までの規定は、罹災
都市借地借家臨時処理法(昭和二
十一年法律第十三號)第九條の疎
開建物の敷地の借地権者であつ
て、昭和二十三年九月十四日現在
において当該疎開建物の敷地が接
収中であつたものに準用する。こ

の場合において、第三條第一項本
文中「賃借権の設定の対価を支払
うことが相当でない場合を除き、
相当な賃借権の設定の対価で」と
あるのは「相当な賃借権の設定の
対価で」と読み替へるものとす
る。

2 前項の規定は、昭和二十三年九
月十四日までに罹災都市借地借家
臨時処理法第九條において準用す
る同法第二條の規定による賃借の
申出又は同法第九條において準用
する同法第三條の規定による借地
権の譲渡の申出をした者について
は、これを適用しない。

(接収建物の賃借権者の建物優先
賃借権)

第十三條 建物が接収された当時から
引き続きその建物の賃借権を有
する者で、接収によりその建物の
占有をそう失したため、その賃借
権をもつてこの法律施行の日まで
にその建物について権利を取得し
た第三者に対抗することができな
い者は、その建物の所有者に対
し、この法律施行の日から六箇月
以内に賃借の申出をすることによ
つて、他の者に優先して、相当な賃
借条件で、その建物を賃借すること
ができる。ただし、その建物を権原
により使用する者があつたときは、
その申出をすることができない。

2 第三條第三項及び第四項の規定
は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により設定された
賃借権は、その登記及びその建物
の引渡がなくとも、これをもつて
この法律施行の日から一年以内に
その建物について権利を取得した

第三者に対抗することができる。

(接収建物の賃借権の対抗力)

第十四條 建物が接収された当時から
引き続きその建物の賃借権を有
する者で、接収によりその建物の
占有をそう失したため、その賃借
権をもつて、第三者に対抗するこ
とができない者は、その建物の賃
借権の登記及びその建物の引渡が
なくとも、これをもつてこの法律
施行の日から六箇月以内にその建
物について権利を取得した第三者
に対抗することができる。

(接収建物の賃借権の催告による
消滅)

第十五條 第十條の規定は、建物所
有者に準用する。この場合におい
て、「第八條に規定する借地権者」
とあるのは「第十四條に規定する
建物の賃借権者」と、「借地権」と
あるのは「建物の賃借権」と、「借
地権者」と読み替へるものとする。

2 前項の規定は、建物の賃借権者
が更に賃借権を設定している場合
に、その賃借権を設定している者
に準用する。

(賃借権の設定による損失の補償)

第十六條 第三條(第十二條におい
て準用する場合を含む。)の規定に
より賃借権の設定を受け、又は第
四條(第十二條において準用する
場合を含む。)の規定により借地権
の譲渡を受けた者は、権原により
その土地を使用した者及びその
他の者に対し、工作物の移転料
その他当該賃借権の設定又は当該
借地権の譲渡によりその者が通常
受けるべき損失を補償しなければ

ならない。

(接収地借地借家関係の裁判)

第十七條 第三條又は第二十條に規
定する借地条件及び賃借権の設
定、第十三條に規定する借家条件
又は第四條(第十二條において準
用する場合を含む。)に規定する対
価について、当事者間に協議がと
とのわなないときは、申立により、
裁判所は、鑑定委員会の意見を聞
き、土地又は建物の状況その他一
切の事情を参しやくして、これを
定めることができる。

第十八條 第三條(第十二條におい
て準用する場合を含む。)若しくは
第十三條の規定による賃借の申出
又は第四條(第十二條において準
用する場合を含む。)の規定による
借地権の譲渡の申出をした者が数
人ある場合に、賃借しようとする
土地若しくは建物又は譲渡を受け
ようとする借地権の目的である土
地の割当について、当事者間に協
議がととのわなないときは、裁判所
は、申立により、土地又は建物の
状況、土地若しくは建物の賃借権
者又は譲受人の職業その他一切の
事情を参しやくして、その割当を
することができる。

2 裁判所は、当事者間の衡平を維
持するため必要があると認めると
きは、割当を受けない者又は著し
く不利益な割当を受けた者のため
に、著しく利益な割当を受けた者
に対し、相当な給付を命ずること
ができる。

(裁判の管轄及び手続)

第十九條 第十七條又は前條の規定
による裁判は、接収された土地又

跡地が占領軍に接收されておりますと

いうと、この優先賃借の申し出がでない状況にあったのでございます。そこで、この第十二条におきましては、ただいま申しました昭和二十三年九月十四日現在その土地が接取中であつたものにつきましては、現在もう十年近くたつておりますが、今から賃借の申し出ができるということにしようというものが第十二条なのでございます。

この法律案全体に對しましては、法務省といたしまして、次のように考えるのでございます。

この第三条、第四条の關係は、これとはかく接取当時借地権があつたのでございます。そのあつた借地権が接取のために——これは間接の原因でありますけれども、とにかく接取のために借地権が途中でなくなつた。こういうものを復活させると、これは地主にかなりの損害、損失を与えます。しかしながら、この三条、四条の關係を見ますと、實際問題といたしましては大部分が戦災地であると考えられるのでございまして、戦災地でありまして、その接取当時ありました借地権といふものは現在でもまだあるのじゃないかと考えられるのでございます。つまり、少くとも本年の九月十五日まではなおその借地権は存続しておるのでございまして、でありますから、三条、四条によりまして借地権を復活すると申しますけれども、今この法律が制定されますと、ちょうどその借地権の壽命が延びたのだとも言えるわけでございます。地主としては現在借地権があるというところは承知しておるはずでありますから、その借地権の期間が延びる、しかも、こういう手当をしません

と九月十五日現在で切れてしまふ、期間が満了してしまふ借地権がある、それを救済してやるといふことなので、一応合理性もありまして、地主としてもこの程度の損失は甘んじなくちゃならぬのじゃないかというところが考えられるのでございます。もつとも、この法律案の考へておりますたとえ登記なくしてその借地権が對抗できるというやうなことがございまして、不動産の取引の安全を害するといふ弊害はございすけれども、これは一定の限られた土地でございまして、さほどまで取引界の混乱を來すこともなはだらうというところが一応想像されるのでございす。そういうわけで、三条、四条はやむを得ない立法である、やむを得ない措置ではないかということが考えられるのであります。

しかしながら、この十二条の關係につきまして、すでに戦時中防空法によつて政府から補償を受けまして借地権の消滅した旧借地人に、もう十年近くも経過しました今日になりましたその借地権の復活を認めるということが果して妥当であるかどうか、この点につきましては非常に問題があるのじゃないかと思つたのでございます。

現在この十二条の事案に該当するケースは一体どのくらいあるかと申し上げますと、これは正確な数字ではございせんが、調達庁で調査いたしましたところによりますと、すでに接取解除のもの、また接取中のもの、両方ございまして、総坪数にいたしまして、十二条の適用を受ける土地が全国で二万二千五百三十六坪あるのでございす。その場所を申しますと、東京、横浜、名古屋、大阪でございま

す。それから、強制疎開当時借地権者であつたと推定される人の数が約三百人でございす。

これは、今申しましたように、占領軍が参りまして接取した当時借地権があつたのではなくて、戦争中もうすでに政府の補償によつて借地権のないさう地になつておる土地でございす。

従いまして、従来もう戦争中から——戦争の末期でございまして、戦時中から——戦争の末期から今日に至るまで、その土地につきましては昔の借地権はないものとして取引されておる、あるいは地主が變つていない場合もございす。ようし、とにかく今までは借地権の負担のない土地として見られてきたのでございす。ことに、ただいま申しました二万二千坪の約半分の一万坪はすでに接取解除になつておりまして、こういう接取解除になつた一万坪につきましては、その後相当取引が行われておるのではないかと。所有者が變つておるものもございす。あるいは、賃借権を設定しておるものもございす。あるいは、抵当権を設定して金を借りておるものもございす。相互に権利關係の變動が今までの間に生じておると考えられるのであります。ところが、今までそういうわけで完全にさう地として見られて取引の対象になつてきた土地につきまして、この十二条のような立法によつて、昔すでに戦争中政府の補償によつて消滅してしまつた借地権が突如として復活してくるということに相なりますと、これは非常な混乱を起すのではないかと、すでに安定した土地の権利關係に非常に大きな混乱を生ずるということになつておるののでございす。その点にお

きまして、十二条の關係は非常に問題があるのではなからうかと法務省では考へておる次第でございす。

もつとも、十二条の關係の土地におきましては、罹災都市借地借家臨時処理法の九条の規定によりまして、昭和二十三年九月十四日までには強制疎開当時の旧借地人に賃借の申し出権が与えられておつたのでございす。しかし、当時の事情を申し上げますと、とにかく戦争直後のこととてございまして、これら大都市が荒廢に備した中で、当時の地主といたしましては、さしあつたこの土地をどう利用するといふこともなかつたのであります。

それから、この土地を利用しようといふ時期に、この土地を利用してどうといふ、事業の計画を立てるとか、あるいはこれに担保権を設定して金を借りるとか、そういう権利關係もほとんど生じてなかつたと思はれるのでございす。その當時におきましては、都市復興、戦災復興の一手段として、昔そこに住んでおつた人たちに復歸を認めまして、そして都市の復興と同時に戦争被害者の復興をはかつてやるといふ措置をとること、これは十分合理性があることとてありまして、地主に對して不測の損害を与えるといふことも大してなかつたのでございす。罹災都市借地借家臨時処理法九条の規定は、その當時においては——これは非常に異例の立法ではございすけれども、合理性なきにしもあらずと考えられるのでございす。ところが、今日におきまして、現在まで何も負担のない土地として取引の対象となつておりまして、その権利關係が種々発生しておりますところの土地に

つきまして、突如としてこういう立法によりまして借地権が現れてくるということになりますと、これは権利關係の安定を害する、當を欠くのではないかと考へられるのでございす。

それから、なお、この十二条につきましては、こういうこともあるのでございす。罹災都市の九条の規定におきましては、強制疎開跡地の旧借地人だけに復歸を認めたのではないのであります。その強制疎開跡地に前建てたりしまして、その建物の賃借人にも賃借の申出権を認めておつたのであります。要するに、罹災都市の法の法律の精神は、以前そこに住み、そこで生業を立てていた、以前そこに生計の本拠を置いておつた人に復活を認めるというのが精神であります。もと借地権があつたから借地権を復活させてやろうというのではなくて、むしろ、もとそこに住み、そこに生活の本拠を置いておつた人に復歸を認めることが、すなわちその人たちの救済になるのみならず罹災都市の法律の眼目でありまして戦災地の復興に役立つといふことが、九条の精神であると思つたのでございす。ところが、この法律案におきましては、旧借地人だけに復歸を認める、この旧借地人の中には、ほんとうに零細な土地を借地しておつて、そこに自分のうちを建て、あるいは店を建て、そこに居住し、あるいはそこで營業しておつた人もございす。けれども、そうでない、広大な借地を持ちまして、そこに住宅や店舗を建てまして人に貸しておつたという、そういう現実にそこには住んでいなかった借地人もおるわけでありす。現に私ど

も承知しておるところでは、東京では今芝浦の約六千坪の土地が接取中でありますが、そこでは、一番大きな借地をしておいた人は、約千坪近くの土地を借地しておいたということになります。ですから、この千坪につきましても、その借地人がもしこの法律の定める要件を満たしておれば、千坪の借地権が復活するわけでございますが、この千坪の土地につきまして借地権を取得いたしました、そこに住宅を建て、あるいは店舗を立てまして、これを第三者に権利金を取りまして貸し付けるということになりますと、その借地人は非常に大きな利益を得ることに相なるわけでございます。罹災都市の法律はそういうことを予定しておいたのではないのでございます。しかし、この法律案におきましては、そういう事態も発生する可能性がある。非常にひどい言葉ではございますけれども、中間搾取と申しますか、そういう機会をも与えるような結果に相なるおそれがあると思うのでございます。

それから、もう一つ申し上げたいことは、この法案は一見借地人の保護ということで社会政策的な立法ではないかということが考えられるのでございまして、けれども、もしそうであるならば、やはり真に困っておる者を救済する、昔そこに住んで、そこで生業を営んでおったその人たちの救済すべきでありまして、ただも借地権があったというだけの理由で、その借地権の復活をはかってやるということになりますと、単にその人たちの利益を擁護してやるというだけにとどまりまして、どうも社会政策立法というには当らないのではないかと思うのでございます。

います。それから、なお、この法律案を支持する根拠といたしまして、この十二条の關係でございまして、戦時中政府の補償によりまして借地権がなくなった地主は、反射的に非常に利益を得ておる、自分の腹を痛めないでさらに地が手元に帰ってきて非常に利益を得ておるんじゃないか、大体都市のいい場所でありまして、現在地価も上つておるし、さら地を今現実に保有いたしておりまして非常に利益を得ておるということが言われております。なるほど、そういう地主が利益を得ておるケースも多々あるだろうと思ひます。しかしながら、賃借の申出権の対抗を受けまして、その地主というのは現在の地主でございまして、現在の地主の中には、そういう利益を得ていない地主もあり得るわけでございます。ことに、すでに接収解除になっておる土地につきまして売買譲渡が行われますときには、借地権なきものとしてその土地は取引されておるわけでございまして、現在の地主の中には相当の対価、借地権なきさら地としての対価を払つてその土地を取得しておる人もあるわけでございます。こういう人はそういう利益を受けてないのでございまして、現在の地主は政府の補償によってさら地を取得して非常に利益を得ておるから、その利益は社会的に言へばいわずに一種の不当利得だというふうなことも言われるようでございますけれども、これは必ずしもすべての土地について当てはまるものではないと思うのでございまして、また、かりにそういう地主が現にあるといたしましても、これは何も不正手段によつて得た利益ではないのでございまして、国家の法制のもとにおいて正当に得られた利益なのでございまして、ある私人が政府の補償によりましてさら地を持つに至った、そのために非常に利益を得ておる、それが社会的にどうも好ましくないというのであれば、これは別に社会政策立法という見地から、そういう広大な宅地を独占しておる者の利益を国民全部に、真に困つておる人に均霑するようにな社会政策立法を考慮する余地は十分あると思うのでございまして。しかしながら、この法律で考えておりますように、その地主が得ておりました利益を旧借地人に分けてやる、その利益を山分ずるといふのは、どうも社会政策立法と言ふには当らないように思うのでございまして。

非常に簡単でございましてけれども、以上のような理由をもちまして、法務省としては、第三条、第四条の關係、これはやむを得ないと思うのでございまして、十二条の關係はきわめて當を得ないものではないかというふうに考へておるのでございまして。

なお、参議院におきましては、衆議院で御議決なさいましたこの原案に修正をなされまして、三条、四条の關係と十二条の關係に差別をつけるということで、十二条につきましては、賃借の申し出をして賃借権を取得しますには必ず権利金を払ふという建前のようになつておりますけれども、しかし、一般的に言ひまして、権利金さえ払へば必ず借地できるというようにには法制はなつていないのでありまして、権利金を取れる可能性を認めたという点では、ある程度地主のこうむる損失を軽減するというには相ならうかと思ひます。

いますけれども、法務省といたしましては、第十二条は結局特定所有者の持つておる利益を奪ひましてある特定の者にその利益を与えてやることになるのではないかと思ふ次第でありますので、たといそういう修正がなされたとしても、第十二条はやはり當を得ない、こういうふうに考へる次第でございまして。

簡単にございましてけれども、法務省の見解は以上の通りでございまして。

○高橋委員長 ただいまの平賀参事官の御意見に關連して御質問があれば、これを許します。

○古屋委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、防空法によつて強制疎開をさせられた補償というものは、どの程度の補償を受けたのでしょうか。それは借地権に対する補償だけですか。その借地権を利用して商売をやつたり營業をやつたりしていた人は、相当生活の脅威を感じても、当時戦争中ですから、国民はこれに対して自由な権利主張ができない状況に置かれていた。たとへば、平賀さんはそうおっしゃいます。が、私も社会運動をやつた者は治安維持法の弁護もさせられなかつた。天の弁護士が自分の職業の弁護である治安維持法の弁護も私どもは強制的にやらせられなかつた。弁護士の職業に對してもそういう圧迫ですから、当時政府は弾圧を加えて徹底的に強制疎開をさせた。補償というものがほとんど問題にならなかつたのが事実だと私は思ふのであります。營業権を奪われ、生活権を国から取られた借地借家人がたぐさあります。それが多少の補償をしたからそれで穴埋めができておるというお考え方は、ちょっと私は公平

を欠くようなお考え方だと思ひます。それによつて権利が消滅したと言われますが、強制的にさせられたんです。従ひまして、私も、ただいまのよう、今度は借地権を主張するには相當の賠償を払つて権利の主張ができるということになれば、その土地を地主から譲り渡しを受けた現在の所有者に對しても大した損害を与えていないし、しかもそれは土地を持てる立場におる人、やはりこういう立場から考へまして、社会保障政策的に考へますと、多少は不公平で無理だと思つても、相當大きな犠牲を払つた者の補償をするという考へ方からいけば、このくらいの程度のもものは大して所有者に對する不利益を与える結果にならぬと思ひますが、一体、防空法に基いての補償の當時の状況、——私は、單なる形式的な補償がされたといつても、補償にあらずして、ただ強制的にやられた、こういう工合に考へておるので、この際多少の保護を政府はすべきだと考へておりますが、その点はいかがでしようか。

○平賀説明員 防空法によりまして強制疎開の地域として指定されました土地の利害關係人に対しましては、これは今の土地取用法と同じ建前でございます。通常生すべき損失を補償するといふ建前でございまして、當時は戦時中で戦争前夜の末期に近いころでございますから、その當時を基準にして補償がされておるわけでございますけれども、當時としてはその當時の補償が不當であつたといふことは言へないのではないかと考へておるのであります。それから、なお、強制疎開當時の借地人は、先ほど言ひましたよう

に、罹災都市借地借家臨時処理法によりまして昭和二十三年九月までは賃借の申し出ができたことになっておるのでございますが、この賃借の申し出をしまして、やはり賃借権の取得ができなかった人もあり得るわけでございますし、さらに、罹災都市借地借家臨時処理法の九条におきましては、ただし書きがついておりまして、国または地方公共団体なんかでその土地を所有しあるいは使用しておりますと、これは賃借の申し出ができないことになっておるのでございます。現実の問題といたしましては、たとえばこれが道路の敷地になるとかあるいは公共の施設の敷地になるとかというふうなことになるわけであります。そういう人はもう賃借の申し出ができなかったわけでございます。本件の接収地の土地の旧借地人も同様でございます。もし、ただいま古屋委員の仰せられますように、その当時の補償がかりに当を得ないものであると仮定いたしまして、その補償の不足を補う意味においてこういう借地権の復活を認めてやるということが正当であるといえますならば、この罹災都市借地借家臨時処理法の九条の規定によりまして賃借の申し出をしてその目的を達成しなかつた人、あるいは道路の敷地になるとか公共の施設の敷地になりまして賃借の申し出がでなかつた人、こういう人たちの損失というものはやはり同時に考えてやらなければ公平を欠くのではないかと、いうふうな考へる次第でございます。

○古屋委員 今の公共の施設の場合には、国民としては公共施設によって犠牲になるのはこれはよく了解がつくわけですが、しかし、接収されておりました関係上疎開の三年間の申し出もできなくなつたというこの事実だけは認めねなんでしょうね。そういう場合に、ごくわずかの——承りますと二万坪ぐらいの坪というのですから、ごくわずかの少数の地主の関係なんです。しかし、私が申し上げるのは、強制疎開をさせられておる。平賀さんは補償をされたと言っておりますが、一体それじゃどのくらい補償をされたかというところがわかりません。当時の借地人などは、それがために生活権を奪われた状況になって、ごく悲惨な、苦しい生活をさせられたことを私も承知しておるわけでありまして、一体どういう補償をされたか、具体的に土地収用法に基づく収用だとおっしゃっておりますが、土地収用法のような、やがていし当時の所有者、権利者の権利の主張は認めないような法律だった。現在の土地収用法では、少くとも収用されず相手方である所有者があるいは権利者は相当自己の主張ができ得る状況である。あの当時は、戦争中、しかも戦争末期でございまして、ほとんど有無を言わずに勝手にきめられたというところを私も承知しております。従いまして、適当な補償が行われたというならば、具体的にどのくらいの補償をもらったということがわかりませんか。

○平賀説明員 私どももいたしましては、結局、防空法の規定、それに基く勅令の規定によりまして、補償の基準というものは、先ほど申しましたように、収用によって通常生ずべき損害、損失を補償するということになっておる点は承知しておりますが、具体的に借地権に對しましてどの程度の補償がされたかというところは、個々のケースによつてもちろん違つてございまして、私もその点詳細は承知いたしておりません。ただ、何分あの当時地方長官がたしか国の機関としてこれを実施いたしておりましたので、その当時の事情は東京都についてはわからぬのではないかと、いうふうな私考えております。

それから、なお、ついでに申し上げておきたいと思つたことは、今日から考へてみますと、借地権の補償としてきかめて金額は少いというふうなこともあるいは言えるかもしれません。が、当時の戦争下、これは昭和十九年から二十年にかけてのこと、ほんとに戦争の末期で、戦局苛烈のときでございまして、多くの人は任意疎開、とにかく何らの補償ももらわないで自費でもって疎開した人が大部分でございまして、それから、戦災によりまして家を焼かれたりなんかしまして、そのたびに補償があるわけじゃないのでございまして、これはまるまるの損失で、そういう人々たちについて補償を考へてみますと、とにかく政府から何らかの補償、お金をもらつていながら疎開できたという人々、これはむしろある点では恵まれたとも言えるのではないかと、いうふうな考へるものでございまして。

○古屋委員 それはお役人さんの勝手な考へ方なんです。古い考へ方です。そういうことを考へますと、それじゃ農地法の改革はどうしてやつたんですか。農地法の改革、それを思ひますと、当然だと思ひます。農地法の改革をこらんさい。小作人が占有しておつたというところだけで、ほとんどただのよな、一升のやみの米よりも安い値で一反歩の土地を取られておる。こういう事実を見ましても、国民の生活保障の問題、国民の社会保障の制度から言つて、これは正當なんです。あの直後、あの直後の当時の臨時措置法に基く恩恵を受けていない者の救済政策ですから、日本中の何百万町歩という土地がただのよな小作人に与えられたというところ、これも、土地の所有権の絶対性という過去の古い所有観念を持っておれば、こういう法務省の考へはつくと思ふ。私に言わせると、むしろ法務省は封建性の強い考へでもってやつておる。法務省から特に社会保障政策を考へられたことはいない。既得の権利を行使すればいいというところを考へておる。今日まで十年たつたとおっしゃつておられますけれども、せめて当時の恩恵に浴せぬ——私どもから申しますならば、実際強制疎開をされたために、その恩恵によつて疎開をされたからという考へでしようけれども、そんなものじゃないのです。やはり長い間の職業の場所を奪われてしまつて、そのために過去にどのくらい苦しんだかというところを考へ願ひたい、このくらいは考へても無理はないと思ふ。相当譲りに譲つてきて、その賃借権の主張をいたしますにも、相当な代償を払わなければ主張ができなくなつていくというところは、参議院でもお考へになつて、だいたい私どもこれに對しては異議がございまして、けれども、参議院でこれを修正いたしますますについても、現在の法律状況について特段な波乱とか不条理が起らないようにというふうな相當考慮された修正だと思ふのです。それでもまだ御反對になるというふうな法務省の考へですが、どうも私は納得がいけない。そういう理論からいいますと、今申し上げた自作農創設特別措置法の第二次農地解放なんというものは考へられないのです。こういう観念からいけば、このくらいの措置は当然に当時の賃借権者に与えて、そして、日本の法律は公平であつた、公平に措置をされたんだという考へをこれらの人々に持たせることが、やはり法秩序の上からも大事だと思ふのですが、農地法に對する観念と同じ観念で考へになつたらどうか、この点を一つ……

○平賀説明員 農地解放という非常にいい例をお出しになりましたので申し上げたいと思ひますが、御承知の通り、あの農地改革の際におきまして、政府が小作地を買収いたしまして小作人に売却したわけでございますが、あのときの買収の対価を考へてみたいと思ひます。これは、當時すべての人が言つておりましたように、買収の対価と言ふには値しないほどの対価であつた。そのため、自作農創設特別措置法は違憲であるという議論まで出たくらいでございます。その対価はきつめて安くないものであります。当時の取引相場と比較しますと、ほとんど対価と言ふには値しないほどの対価で買収されたのであります。しかしながら、これも、ただいま古屋委員の仰せられましたように、社会政策的な意味を持つ立法をもつてあつた改革を断行いたしましたのでございまして、現在、当時の地主

といましては、あの当時の占領中に行われた農地改革の際の政府の買収の対価はきわめて不当に安かった。だから今日になってその損失を償ってくれという請求は、これは断然できないと思うのでございます。それと同じことであると思うのでございます。とにかく、戦争中、戦争の末期におきまして、空襲されたあの非常に困難な時期におきまして、かりに今日から見ましてその当時の借地権に対する補償は安かったといつても、これは今の農地買収と同じことであろうと思うのでございます。

それから、農地改革のようなあいう社会政策立法もあつたことなにか、地主の権利を制限することはこの法律においても許されてしかるべきだといふような御意見だと承わつたのでございますが、農地改革の場合は、全国一律に、この法律の要件に該当する者は一律に政府によって土地を買収されたのでございます。ある特定の者といふふうに限定していいのでございます。この法律案におきましてはそうではないのであります。ある特定の人、強制疎開によって借地権を収用されたという特定の人、その人にこういう利益を与えるといふことに相なるのであります。片一方は一般的な社会政策立法でありますけれども、こちらはそうではない。むしろ、私どもの考えといつては、ある特定の人に一つの利益を与える、そういう立法ではないか、社会政策的な意味はきわめて薄いように考えるのでございます。なお、先ほども申し上げましたように、社会政策的な立法の精神を今少しでも実現しようとするならば、真にそ

の強制疎開の際そこに住んで生業を営んでおつた、そういう人たちにこそ復讐の機会を与えるべきでございまして、ただそこに借地権を持っておつたという理由だけで、その借地権の復活をその人に認めてやるということとは妥当でないのではないかと、社会政策立法とは言えないのじゃないかと、そういうふうにお考え次第でございまして。

○古屋委員 ただいまの御説の借家人といふのはごもっともで、原案はそういう案だったのでその案がどこで修正されてなくなつたのです。しかし、ただいまそう特定の者、特定の者とおっしゃるが、特定の者が当時罹災都市借地借家臨時処理法に対する適用を受けなかつたから、その失われたものを回復してくれといふことで、特定の者といふのは当然だと思ふ。あの當時は、その与えられた権利の行使、いわゆる罹災都市借地借家臨時処理法に対するところの権利の主張ができなかつたのです。――接収という事実によつて。だから、その接収という事実がなくなつたから、それだけを復活してやってくれといふことは、何も特定の人に特定の利益を与えるわけじゃない。当然のことなんです。当時接収されていなければその主張ができたのです。しかも、今度は、できまして、その当時と違つて相当の負担をしななければできないといふことになっておるのですから、その程度のこととは、そう反対されなくてもいいと思ひますが、これはいかに御質問申し上げても考え方が違つておるのですから、このくらいで私はやめますけれども、私どもは、特定の人に利益を与えるのではなくして、当然その当時与えられた権利

行使がなかつたから、それに似通つたような権利行使をさせるというのがこの法律の精神でありまして、決して無理はないと思ふ。従つて、当時の借家人に対する権利を認めなければならぬといふこの主張は、私も同意見であり、ごもっともと思ふ。その点については、当然これはやかましく申しませんが、借家人についてもこの権利を認めさせるような修正でなければならなかつたかも知れません。その他の点についてはどうも平賀さんの御説明によつては納得いかないもので、これは特定の人に特定の利益を与える法律ではなくて、当然その当時主張すべき権利を主張できなかったから、それをやらせろといふことで、むしろ公平な観念に基くものだと考えますが、以上私の意見だけを申し上げて、質問を終わります。

○平賀説明員 もう一言つけ加えておきたいと思ひますが、罹災都市の第九条といひますのは、当時としてきつめて異例の措置で、すでに消滅した借地権の所有権利者に権利の復活を認める、あるいはその借地上に建つておりました建物の借家人に賃借権取得の機会を与えることに異例の立法なのでございます。しかしながら、都市復興の見地から、そういう異例の立法をして、そういう旧借地権者あるいは旧借家人に一つの恩恵を与えることは必ずしも不当ではない、その不当でないといふのは、地主に対して損害を与えない、他人にあまり迷惑をかけないといふことで、その恩恵が与えられたと思ひます。ところが、現在におきましては、事態が非常に變つておりまして、他人の犠牲にお

いてそういう人たちが利益を与えられる。當時とは事情がまるで違ふと思ひのでございます。そういう点におきまして、ただいま古屋委員の御意見もございまして、たゞ十二条につきましては非常に大きな異議を抱くのでございます。○古屋委員 ちょっと一言。非常に異例のものだと申ししますが、最近におきましても、大火の場合にはこれは認めておりますね、適用区域を。そういう精神が生きておるのだから、その点はあまり變つていないと思ふ。最近も、能代の火災であるとか新潟の火災になりますと、その精神が生きて参りまして、そういう特別の措置をしておるのですから、一万坪のわずかばかりの土地の所有者といふものは、やはりそう大して権利の侵害を受けるということにならないので、そうまづこうから反対されなくてもいいと思ひます。政府の立場から申しますと、特別の異例だ異例だとおっしゃるけれども、やはりそれと同じ精神の生きた法律は最近でも適用するようなのが出ておるのですから、その点は、私どもは、この程度はやむを得ない、当然認むべきものだらう、こう思ひます。

○平賀説明員 少しどういふのでございませうけれども、最近の災害の際に罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の規定を適用いたしますのは、災害の際に現に借地権者である者、その借地権に基いて建てておりましたところの家の借家人であつた者、その保護をございまして、これは相当に理由がある。この法律案でいきましては、まさしく三条、四条に當るような事例なのでございます。十二条に相當するよ

うな事例は最近の災害の場合には全然ないのでございます。それだけを申し上げておきます。

○三田村委員 関連して。今卒然の見解になるかも知れませんが、古屋委員と平賀参事官の質疑応答を伺つておつてちよつと気になることがあるから、お尋ね申し上げておきたいのです。この法案は、当法務委員会において議員提案で審議され、参議院に行つて参議院の修正で戻つてきたことになつておるのでありますが、ただいま平賀参事官は、何かこの立法が少数特定の人の利益のためになされるのかのごとき発言があつたやうであります。法務委員会として、この法案を立案し、審議し、あるいは提案するときには、特定少数者の利益のために、また恩恵のためにやるのではないのであります。ただ、この権利関係が正しいかどうか。その比重の点においてはいろいろ見解も違ふでしょうが、少くとも当法務委員会では立法し、あるいは提案し、審議するときは、特定の者の利益のために立法をするのじゃありませんから、今の平賀参事官の御発言が速記録に残つておりますと、何だかわれわれ非常に不愉快な気分を持つのであります。何か当法務委員会が特定少数者の利益のためにかくのごとき提案をし、審議をし、立案するような誤解を受けることは、法務委員会の權威としても好ましくないと思ひます。われわれは特定少数者の者の利益擁護のためにこの法案の審議をするのであります。権利関係が正しいか正しくないかといふところに審議の重点があるのだといふことをわれわれは建前として持つておるのであります。そ

の点、何か言葉の上で誤解を生むような気がいたします。言葉のあやかしはありますが、平賀参事官あるいは法務省の一部の中に、この提案なるものが何か特定少数者の利益のためになされるような誤解があるとするならば、大へんな誤解でありますから、一言申し上げて、この際もう一度御所見を伺っておきたいと思ひます。

○平賀説明員 たいだい私が申し上げましたことの中で、この法務委員会におきましてそういう意図を持ってこういう御提案をなされたというように聞かせる部分がありましたら、それは私の言い間違いでございます、そういうつもりでは毛頭ございません。ただ、この法律案が法律としてでき上りました際におきまして、結果的にはそういうことになるおそれがあるということ、私は申し上げたつもりでございます。その中で、もし私の言い誤まりがございましたら訂正いたします。

○高橋委員長 権名隆君。○権名(隆)委員 少しお伺いしたいのですが、第三条の権利金の算定と第十二条の権利金の算定とは同一ですか、それともしんしゃくされますか。第三条は、やむを得ざる措置で仕方がない、当然そういう立法をしてもいいのだ、第十二条は、いわゆる疎開によつて一ぺんは貸借権は消滅した、それにもかかわらずさらに優先賃借を認めるとするならば当然権利金を支払わなければならないのだ、こういうことになる。権利金の支払いはいずれも同じことだ。ただ、第三条における権利金の算定と第十二条における権利金の算定とは同一のものか、あるいは第三条における権利金の算定に当

ては幾分かその事情をしんしゃくされるのか、その点をお伺いしておきます。

○平賀説明員 たいだいまの御質問は、この参議院の修正通りでこの法案が成立いたしました場合にどういう解釈になるだろうかというお尋ねかと思うのであります。これは最終的には裁判所できまることがございますけれども、私も、この条文で見ました感じでは、権利金自体の額がこの三条、四条の關係と十二條の關係とは違ふ、とにかく根本的に違つた見方でこの権利金が解釈されるというふうにはちよつと思へないと思つてございまして。これは、具体的事案に即しまして、やはり諸般の事情を考慮して、相当なことというところで当事者間に協議が成立いたしませんと、裁判所がきめるわけでございます。たとえば、十二條の権利金は高くあつてしまふべきだが、三条、四条はそれに比べれば安くあつてしまふべきだということにはならないのではないかというふうに解されるのであります。

○高橋委員長 他に御質疑がございせんから、次に国会図書館専門調査員村教三君の意見を徴します。

○村参考人 私は、専門員といたしましてこの委員会のお世話になっておりましたところ、この法案の立案に關係して御意見を述べたので、原案を提案し、そしてまたその後相當の期間にわたつてこの法案を支持して参りました者の立場といたしまして、簡単に申し上げます。専門家であられる皆様方としましては、内容はほとん

ど御承知であり、かつまた提案者としてたびたび御説明を願つた皆様方のことと申しますから、あまりよいいなことを申し上げる必要はないと思ひますので、今あらためて提案当時の考え方を簡単に取りまとめ、最後にこの修正案につきましても、最後の私の立場から意見を申し述べさせていただきます。

この法案は、内容といたしましては、接収当時借地権のあつた者は接収解除の際に優先借受権がある、そこで、地主と交渉いたしました相場の条件で借りることができ、結局時価よりは安く権利金などもなしに借りられる、せいぜいこの程度の内容でございまして。それも、この法律を施行した後六カ月の間に申し込まなければ、それで失権するといふような建前で第一の要点はでき上つておるわけでありまして。これを裏返ししまして地主の方から申しますと、地主の方といたしまして、自己使用をする、自分で使うといふような場合、その他正当の理由のある場合におきましては、優先借受権を拒絶できるのであります、どうして、その点で所有権尊重の觀念はあくまでも貫けると思つておられますが、なお、六カ月たちますならば優先借受権は消滅いたします。そうなれば、いろいろと紛議のあつたものが一挙に解決されまして、経済的には地主の方もずいぶんよかつたといふことになると思つておつたのでございまして。そこで、これは今から接収が解除される場合でございますが、すでに接収解除済みのところでございます、そ

の土地につきまして設備を何かしてある、工事をしかけてあるといふことと申しますならば、それは絶対に動かないのでございまして、建前は、その場合の設備とかいろいろ工事の基礎は地主がしておられまして、また新しい賃借人がしておられまして、接収当時の賃借人がしておられまして、どちらでもいいのであります、現在の設備は動かぬ。その意味におきまして、現存設備、現存工事をそのまま維持していくという精神は条文の全般を貫いておるわけでございます。ただ、法律的取扱ひから申しますと、接収が解除されたのと解除されないとの間におきましてえらい違いが出てくるのであります。これは、私、やむを得ないと思つておつたのであります。なぜかと申しますと、この法案は、そもそも憲法制定前におきまして接収という超憲法的事実が發生いたしまして、憲法違反の事実が我が國に絶對的事項として入つてきたのであります。それをなるべく憲法に合うようにどう始末して取り次ぐかといふところに問題があるのであります、そういう点に最初から無理があるのであります。最初から無理があるのであります。現在の憲法を前提としていろいろ平常の法理論を構成することは、私は、立場的に限定があり、ある意味で本質をつかまえることのできない法理論ではないかと思つております。結局時間の前後で非常に不公平になります、それが終戦処理法でありますので、やむを得ないものとしてがまんしていただかばか方法はないだらうと思つております。大体の骨子はその通りであります。

最後に、十二条の問題でございまして、疎開地は、なるほどこれはかなり異論のあるところがあります。しかし、疎開地といへども、やはり、接収をされたという一線におきましては、この法案の中に入るべき合理性は私はあくまでもあると思つております。しかし、賃借権が消滅しておつたじやないかという議論もあつて、それからまた、十二条を削除するという考え方も私は法理論の立場からは可能であると思つております。しかし、問題は、そういうものの取扱ひの立場をどこに置くかといふことであります、やはり社会政策的立場に立ちまして、あるいは社会保障的な立場に立ちますならば、十二条はやはり入れられるべき合理性は今日私は残つておると確信しております。

実は、いろいろこまかい議論は、こつた委員会でも申し上げることはあまり適當でない、むしろ著述なりという面で緻密な冷静な議論をする必要があると思ひますが、私は、立案當時の考え方をそのままだいたいまつてこうだと思つております。ただ、多少反省すべき点は、だいたひ時間を経過して、この点については多少おくれたなといふような印象を持っております。その点から起つてくる問題は、いま少しく考慮しなければならぬと思つておりますが、私自身、この委員会を離れて従前の考え方をしっかりと守つておる点におきましては何ら変りはないものと思ひます。

最後に、修正の点でございまして、この修正点については、参議院の法務

委員会でも意見を述べてくれということとでございまして、専門員の方とも参議院の法制局の方とも御相談にあずかりました。私は事務的に妥当なものであると思っております。十二条の削除論に対しては、私は反対をいたします。しかし、第三条、第四条、それに関連した十二条の程度における権利金の取扱いの問題でありまして、これは私は事務的に妥当であると思っております。

その理由はおよそ二つありまして、一つは、参議院の法務委員会では、伝統的に、この法案について、権利金の取扱いについてたゞいま修正案の内容となっておるようなことを主張しておられました。これもこれでりっぱな考え方であると思っております。次に、権利金の取扱い方につきまして、十二条の場合と、三条、四条の場合と分けて、あのような取扱いをしておられますことも、要するに、臨時措置としていきます場合の階段的取扱いをいたしましては、私は妥当であると思っております。立法技術上の点につきましても、必ずしも権利金を払わねばならぬと規定しているわけではないのでありまして、立法技術としても参議院において相当考慮されたものとして、私は尊敬しているわけでございますが、権利金を払っている場合と賃借金を払わない場合と二つ考えられます。それでどっちでも例外ができるような解決ができるようになっております。これは最後に裁判官にまかすという意味であります。地主論と、借地人論と、何回繰り返しても、私はこの問題は解決できるものではないと思ひます。

大体そういう点で私の意見を終ります。

○高橋委員長 ただいまの村君の御意見に対して何か御質疑はございせんか。——ないようでございますから、本案に対する審議はなお後日続行することにいたします。

○高橋委員長 次に、参考人招致に關してお諮りいたします。すなわち、法務行政及び人権擁護に関する参考人の出頭を求め、実情を調査したいと存じますが、これに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

なお、参考人の人選及び日時等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

次に、去る五月十一日の当委員会における江口警視總監の沢証人の失踪問題についての答弁の中で、「警視庁の公安二課というところに、間組の経理部長ですか、その方が見えまして、云々とあるのは「間組の会計課長の木原という方が」云々と訂正したいとの申し出が同総監よりありましたので、御了承願いたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会